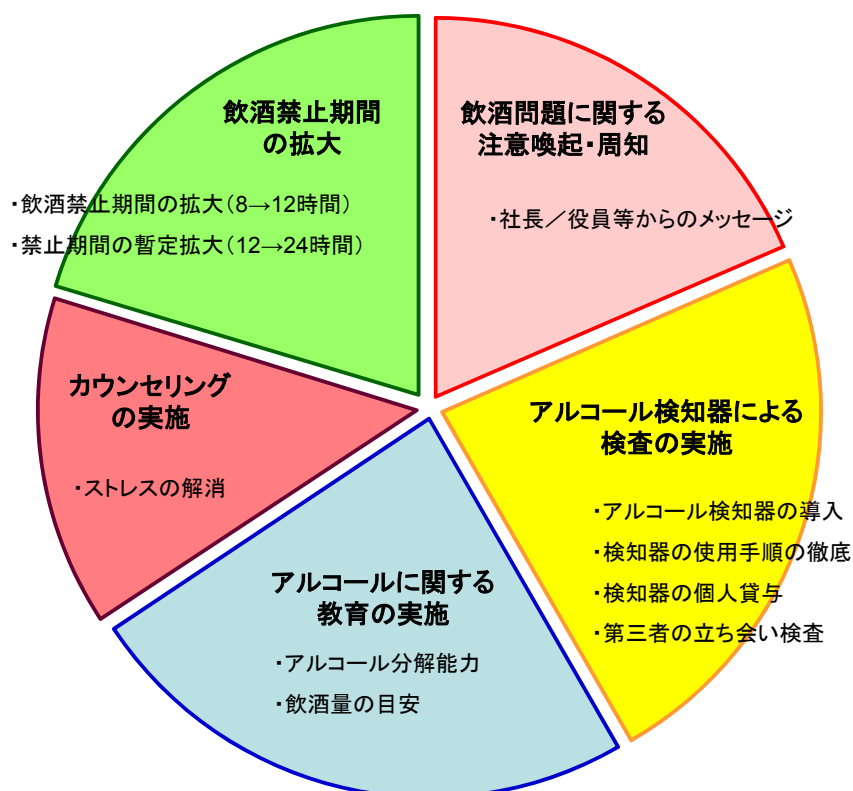


航空運送事業者における飲酒対策

主な飲酒対策

「飲酒に関する航空法等の遵守について」(平成30年11月1日付け)に基づき、
本邦航空運送事業者から報告された運航乗務員に対する主な飲酒対策は、以下のとおりである。



運航乗務員

- 乗務12時間前以降の飲酒制限に加え、乗務12時間前のアルコール2単位コントロールについて社内規則を定め指示・徹底します。
- ストロータイプの記録式呼気検査器を全空港(*)に配備します。
(*)：運航乗務員の勤務開始が発生しない空港は除く
- 呼気検査器を使用する際は、第三者立会いと確認記録を徹底します。
- アルコールに関する自己管理を組織的にサポートすべく、運航乗務員に対し呼気検査器を貸与します。
- アルコール教育プログラムの見直しを行います。
- アルコールに関するカウンセリング窓口設置の再周知と利用促進を行なう(ANA)とともに、グループ各社へ水平展開します。

客室乗務員、整備従事者、運航管理者

- 全ての従事者に対して、始業時に(日常的な健康管理の一環として組織的に)酒気確認を行います。
- 航空従事者が配属される全事業所に呼気検査器を配備し、随時検査が可能な体制を構築します。

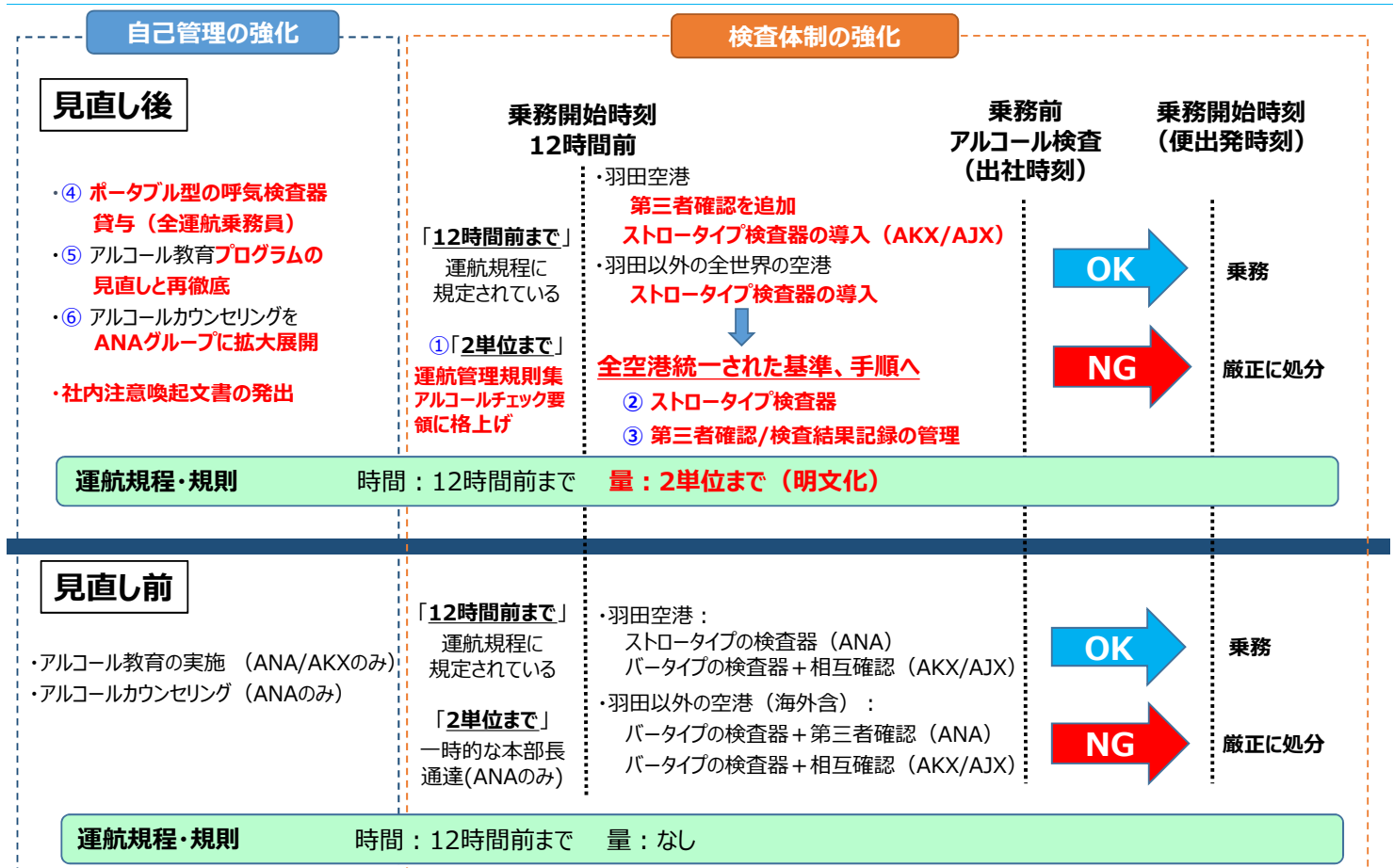
上記以外の運航に関わる作業者

- 空港内で車両運転に従事するグループ社員に対して、乗務前に呼気検査器を用いた酒気確認を行います。
- 検査器が配備されるまでの間、当直の監督層等が顔色や臭気等を確認することにより酒気確認を行います。

1

飲酒に関する再発防止策について (運航乗務員)

ANAグループ (ANA/AKX/AJX)



2

アルコール1単位 = 純アルコール20g を含む酒類のおおよその量

アルコールの代謝スピードには個人差があるが、体重約60～70Kgの人で、1単位のアルコールの消失に3～4時間かかる다고されている。

出典：公益社団法人 アルコール健康医学協会資料



個人差や体調を考慮しても、12時間あれば2単位までのアルコールは消失される。

(ご説明資料)

JALグループ運航乗務員による飲酒不具合事案と対策

2018.12.5 日本航空株式会社



JAPAN AIRLINES

JALグループにおける不具合事案 2件



発生日時	2018年10月28日（水）18時15分頃(現地時間)	機材	ボーイング式777-300型機
便名	日本航空 JL44便 ロンドンヒースロー空港発 東京国際空港行 19:00発予定→20:09発		
搭乗者数・乗員数	乗客235名（含 幼児0名） 乗務員数：運航乗務員2名 客室乗務員13名 計15名		

〈事案概要〉

- 出社時、当該便に乗務する運航乗務員同士でアルコール検知器を使用した検査を実施。→アルコール反応なし
- ホテルから航空機へ移動するバスの運転手が副操縦士からアルコール臭を感じたため通報
- 副操縦士から基準を超えるアルコール検出され拘束
- 当該便の乗務は3名を予定していたが残る2名で運航
- 11/29 イギリス法廷にて禁錮10ヶ月の判決

〈原因〉

- 副操縦士が検知器を不正使用
- 運航乗務員による相互確認を怠り不正を見過ごし
- 海外空港には新型検知器が配備されていなかった（国内は全空港配備済み）



旧型：吹きかけ式



新型：吹き込み式

発生日時	2018年11月28日（水）07時50分頃	機材	DHC8-Q400型機
便名	日本エアコミューター3741便 鹿児島空港発 屋久島空港行 08:50発予定→09:50発		
搭乗者数・乗員数	乗客16名（含 幼児0名） 乗務員数：運航乗務員2名 客室乗務員2名 計4名		

〈事案概要〉

- 出社時、当該便に乗務する機長から基準値を超えるアルコール反応（0.20mg/l）
- 再検査を行ったが、再び基準値を超えるアルコールが検出されたことから、運航乗務員を交代
- 運航乗務員交代に時間を要し、出発が1時間遅延

〈原因〉

- 機長の証言によると、前日の夜、缶ビール(350ml)を2缶を飲んだが乗務12時間前までは飲み終わり
- 詳細確認のため、呼気検査に加えて血液検査中

JALグループで実施、導入済み、今後実施する対策



運航乗務員に関する対策

〈実施、導入済みの対策〉

- 海外で使用していた旧型検知器を新型検知器へ刷新
- アルコール検査時の地上スタッフの立ち合い
- 乗務前24時間、および滞在先での飲酒禁止（当面）
- 乗務編成変更の禁止

〈今後実施する対策〉

- 検査記録(含む、立ち合い者)の保存(現在一部実施)
- アルコール基準値の設定 (0.10mg/l)
- 罰則の強化と懲戒規程の見直し(含む、同席者)
- アルコールの影響に関する知識教育の実施
- アルコールに関する個別のカウンセリング実施

客室乗務員、整備従事者、運航管理者、および空港内車両運転者に関する対策

〈実施、導入済みの対策〉

- アルコール検知器による出頭、出勤時のアルコール検査
 - ・ 客室乗務員 (0.10mg/l未満)
 - ・ 運航管理者 (0.10mg/l未満)
- 滞在先での飲酒禁止（客室乗務員対象、当面）

〈今後実施する対策〉

- アルコール検知器による出頭、出勤時のアルコール検査
 - ・ 整備従事者(1月開始) (0.10mg/l)
 - ・ 空港内運転者(1月から順次) (0.15mg/l)

JALグループ全社員を対象とした対策

〈実施、導入済みの対策〉

- 社長メッセージ発信
- 公の場での飲酒自粛（年末まで）
- 安全・アルコールに関する教育（自学習）*サンプルは別頁

〈今後実施する対策〉

- 安全・アルコールに関する教育(グループディスカッション)

3

『4ドリンクカード』グループ全運航乗務員に配布



乗務12時間前までの飲酒量の目安

《 4ドリンク＝純アルコール40g 》

純アルコール10gに相当するお酒を「1ドリンク」と呼びます。

ビール	日本酒	焼酎	酎ハイ	ウィスキー	ワイン
(5%)	(15%)	(25%)	(7%)	(40%)	(12%)
中ビン 2本 500ml 2缶 (1,000ml)	1.8合 (330ml)	1合強 (200ml)	350ml 2缶 (700ml)	ダブル水割り 約2杯 (125ml)	ボトル 約1/2本 (400ml)

純アルコール40gの分解には、
約10時間が必要 と言われています^(*)

(*) アルコール分解速度は、性別・年齢・体重・体質、時差、疲労、体調等でも変わります。

表面

CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION

- ⚠ 乗務12時間前までの飲酒量は、多くとも4ドリンクまでに留めましょう。
- ⚠ 同行者同士で確認し合いましょう。
- ⚠ 4ドリンクを超えて飲酒した場合は、出頭時点でアルコールの影響が残り、乗務に支障を及ぼすリスクがあります。

裏面

CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION

4

アルコールに関する注意点について ～安全運航を堅持するために～

2018年11月

「全員で安全・安心運航を堅持していく」決意

社長メッセージ（ROUTE 2018年12月号から抜粋）

安全・安心のハードル

- 運輸業における飲酒の問題は、今や大きな社会問題であり、かつてない厳しい対応が必要。
- 過去の信頼感や経験は全く意味を持たない。過去のことは完全にリセットし、今の時点に必要なのは何か、これからどうするかを決める行動。

JALグループ

- JAL
- JAL
- JAL

安全・安心

- 安全
- 安心
- 運航

飲酒起因による安全運航を脅かした過去の事案

2016年6月
副操縦士がステイ先にて飲酒し、同乗の機長に暴行を加えたうえ、通報により駆けつけた警察官にも暴行し、公務執行妨害で逮捕される。代替乗員の手配ができず、乗務予定であった翌朝のフライトが欠航。

2018年5月
客室乗務員が、国際線乗務中に機内で飲酒したことが判明。
6月、当

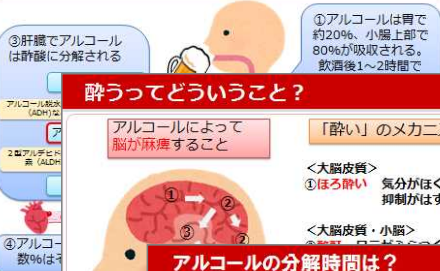
飲酒による不祥事の代償

私たちは、安全・安心を提供すべき公共輸送機関の一翼を担う一員として、不祥事を起こすとJALグループに対する信頼を根本から損ねます

会社の信用の失墜

自身の人生、全てを失う（家族・お金・仕事・信用）

アルコールは身体の中でどうなるの？



アルコールの分解時間は？

ビール500mlを飲んだら、アルコールが消失するまでにどのくらいかかるの？

摂取した純アルコール量 (g)	1時間当たりのアルコール分解量	消失時間
20 g	4 g	5時間

20 g ÷ 4 g = 5時間



運転する際には、5時間以上時間を

健康的に飲酒するために・・・

あなたの健康を守る基本的な飲酒ルール

1. 飲酒は1日平均2ドリンク以下
2. 食事と一緒にゆっくりと
3. 寝酒は極力控えよう
4. 週に2日は休肝日
5. 飲んだ分だけ水分も摂ろう



スカイマーク株式会社

2018年12月05日

 SKYMARK AIRLINES



（事実関係）

当該機長が出頭後、アルコール検査を実施したところ陽性反応が検出された。

さらに詳細なアルコール検査を実施する手順となっていたが、検知器の操作及び手順が明記された取扱説明書が見つからず、結果的に代替運航乗務員を手配し同便は定刻より23分遅れで出発した。

(要因) 組織管理の不備

- アルコール検知器の操作方法に周知不足があり、検知器そのものの理解も足りていなかった。また、機器の取扱説明書の管理が徹底されていなかった。
- アルコール制限時間内であってもアルコールを分解できる能力及び量等、具体的な対応が十分に理解されていなかった。
- 健康状態の確認実施タイミングについて、規定の記載がわかりにくく、規定の理解が徹底されていなかった。

暫定対策

講じた措置	内容
飲酒に関する教育・カウンセリング	アルコールに関する対面教育を早急を実施する。 カウンセリングの利用促進の周知を実施する。
第三者立会について	従前から地上運航従事者の前で運航乗務員がアルコール、健康状態の相互確認をすることとしている。また、地上運航従事者のいない、茨城、仙台、中部、長崎及び奄美の各空港では、テレビ電話を用いて羽田の地上運航従事者が確認している。ただし、その手順が明確に規定されていなかったためOM等を見直し、その内容を周知する。
検知器の管理	スカイマーク就航の全空港における検知器、付属品及び取扱説明書を一括管理とする。
検査記録の管理	検査結果を記録し、本人以外が確認して署名した記録を保存する。



恒久対策

講じた措置	内容
アルコール検知器について	・ 常時数値結果が表示され、検査結果記録システムを装備した検知器等を導入する。 ・ 健康管理の一環として、個人のアルコール分解能力を把握するために簡易式のアルコール検知器を個人に貸与する。
飲酒に関する教育	定期訓練で行われる健康管理に関する教育において、アルコールの知識及び自主管理について意識の定着を図るため、e-Learningにて定期的に教育を実施する。
規程の見直し	Operation Manualに規定した「飛行機出発予定時刻の12時間以内の飲酒」及びOM Supplement「運航乗務員の携行品及び健康確認について」に規定した「基準値 0.15mg/ℓ未満」について、その見直しを図る。



「飲酒に関する航空法等の遵守の
徹底について」を踏まえた
Peachの対応状況について

2018.12.03

安全推進室

Peach Aviation Limited

Strictly Confidential © Peach Aviation Limited | 2016 All rights reserved

(1) はじめに、検討経緯・主な対応



1. はじめに

従来よりアルコール摂取に関わる対応をとってきましたが、昨今の取り巻く環境を鑑み本年11月より様々な対応を進めてきました。

以下、その対応状況について報告します。

2. 検討経緯および主な対応

①『飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について』（国官参事第800号、平成30年11月1日）

- ・全社員：安全統括管理者による注意喚起（11/5）
- ・運航本部：アルコール対策委員会設置（11/5）、アルコールニュース発行（3回）
- ・対応状況を航空局に報告済み（11/30） ⇒⇒詳細は（2）参照

②『運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について』（国官参事第921号、平成30年11月29日）

- ・全社：アルコール対策委員会の全社展開（12/3） ⇒⇒詳細は（3）参照
- ・全社員：CEOによる注意喚起（12月6日予定）＊12/5開催の対策会議内容を踏まえて実施
- ・検討結果を航空局に報告（12月上旬）

Strictly Confidential © Peach Aviation Limited | 2016 All rights reserved

(2) 対応状況 (国官参事第800号への対応)

1. 航空法等の遵守徹底

1-1. 全社員	①安全統括管理者による注意喚起(11/05) ②副社長による全社員宛てメールにて注意喚起(11/15～毎日) ③アルコールに関する教育、アルコール啓蒙カードの配布(12月上旬)
1-2. 運航乗務員	①運航本部アルコール対策委員会設置(11/05) ②運航本部アルコール対策委員会(11/09～、3回) ③アルコールニュース発行(11/12～、3回)

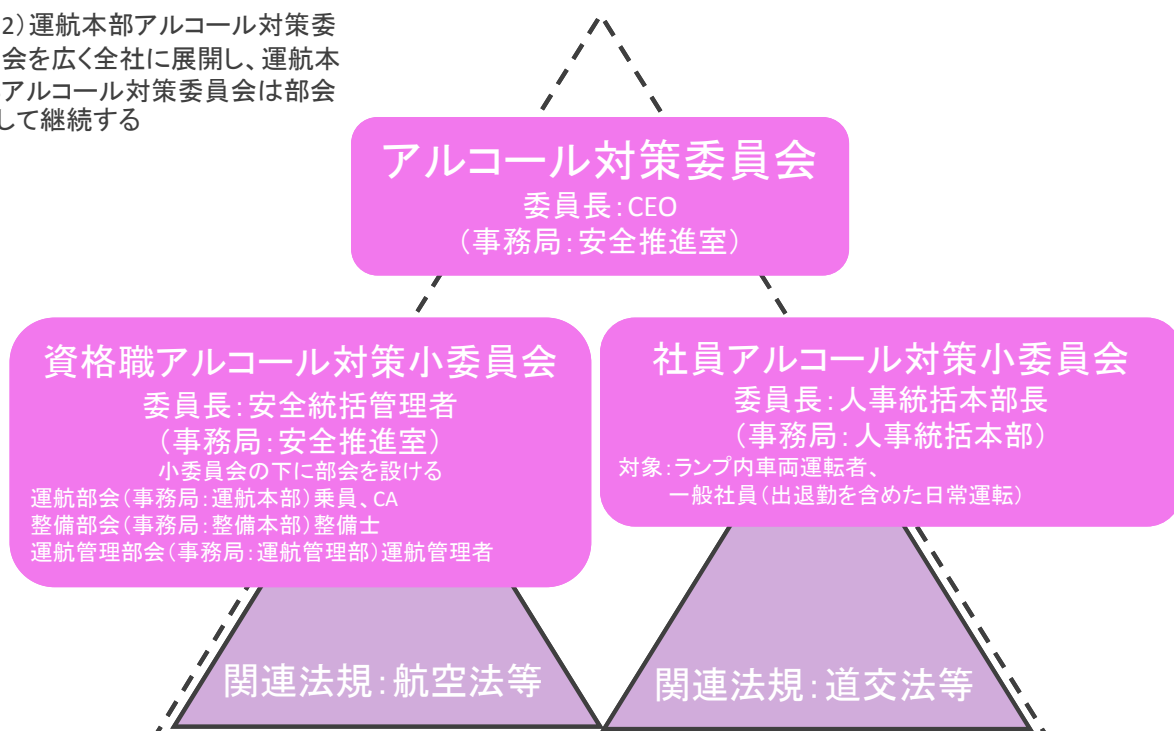
2. 航空従事者等の飲酒対策

2-1. 運航乗務員 (*1)可及的速やかに対応	①現行アルコール呼気検査器の保守確認(全配置空港)、手順の徹底(11/29終了) ②乗務前の飲酒制限を8時間前以降から12時間前以降に変更し規定化。アルコール摂取可能目安を12時間前を2単位と設定。(*1) ③アルコール検査器をストロータイプの記録式検査器に変更(*1) ④本社出頭時の呼気検査は、第三者立会い・記録の確認の徹底(*1) ⑤本社以外に出頭時の呼気検査は、検査データ・顔写真の伝送による確認を検討(*1) ⑥アルコール教育は、入社時およびリカレントを予定(*1)(別途意識向上の為の対面指導を検討)
2-2. 客室乗務員・整備従事者・運航管理者	①航空従事者等に対して、始業時の健康確認を徹底 ②航空従事者等が配属される全事業所に呼気検査器の配備や随時検査が可能な体制を構築(1月以降)
2-3. 上記(2-1、2-2)以外の運航に携わる作業員	①運航乗務員・客室乗務員・整備従事者・運航管理者以外で運航に携わる作業員はいない。

(3) 対応状況 (国官参事第921号への対応)

運航乗務員の飲酒問題を絶対に発生させてはいけない全社の経営課題ととらえ、『アルコール対策委員会(委員長:CEO)』(*2)を設置し全社的に対応する。

(*2)運航本部アルコール対策委員会を広く全社に展開し、運航本部アルコール対策委員会は部会として継続する



飲酒事案への対応



日本貨物航空(株)

2018.12.5

今日お話しすること



1. 全部門
2. 運航乗務員
3. 運航管理者、運航補助者
4. 整備従事者
5. 空港構内で車両運転に従事する者

1. 全社員



- 安全統括管理者からの指示(11/9)
全部門統括責任者に以下を指示した
「飲酒に関連規程類の順守」の徹底
講じた措置・計画の報告
- 各部門(11/21完了)
安全統括管理者の指示に基づき、
「飲酒に関連規程類の順守」を徹底
- アルコールに関する教育(準備が整い次第実施)
全社員対象に「アルコールに関する教育」の
実施を検討中

2. 運航乗務員



- 運航乗務員に対する周知(11・5)
他社事例紹介
アルコール検知器導入を検討中
- アルコール検知器によるアルコール検査
(第三者確認を含む)
【成田】 11/28開始
【成田以外】 準備が整い次第開始予定
- アルコール検知器の全運航乗務員への貸与
自宅・宿泊先を出発する前に自己確認
準備が整い次第開始予定

3. 運航管理者・運航補助者



- 始業時の酒気帯び確認の実施(12月中)
日常的な健康管理の一環として実施
- アルコール検知器の配備
(準備が整い次第開始予定)
上記確認において酒気帯びが疑われる
場合、アルコール検知器にて検査を実施

4. 整備従事者



- 始業時の酒気帯び確認の実施(12月中)
日常的な健康管理の一環として実施
- アルコール検知器の配備
(準備が整い次第開始予定)
上記確認において酒気帯びが疑われる
場合、アルコール検知器にて検査を実施

5. 空港構内で運転に従事する者



- 始業時の酒気帯び確認の実施(12月中)
日常的な健康管理の一環として実施
- アルコール検知器の配備
(準備が整い次第開始予定)
上記確認において酒気帯びが疑われる
場合、アルコール検知器にて検査を実施

6. その他



- 運航乗務員に対する再周知(11/30)
飲酒事案(アルコール検査不合格による
出発便遅延事案を含む)が発生した場合、
会社ならびに当該運航乗務員が行政処
分の対象となる旨の周知

ご清聴ありがとうございました。



飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について

標記につきまして、弊社にて講じる防止策は以下の通りとなります。

1. 全社員 <全部門>

措置内容	時期
【安全統括管理者から注意喚起・報告指示文書の発行】 全部門統括責任者に対して、「飲酒に関する関連規程類の遵守」を徹底し、講じた措置・計画を報告するよう指示	2018 年 11 月 9 日実施
【全社員に対する「飲酒に関する関連規程類の遵守」の徹底】 安全統括管理者からの指示を受け、全部門にて「飲酒に関する関連規定類の遵守」を徹底	2018 年 11 月 21 日全部門完了
【社員に対するアルコールに関する教育の実施】 社員に対するアルコールに関する知識付与を目的とした教育を実施する。	教育対象、教育内容、教育方法は検討中

2. 運航乗務員 <運航部門>

措置内容	時期
【全運航乗務員に対する周知】 乗員部にて運航乗務員に対する他社事例紹介およびアルコール検知器の導入を検討中であることを周知	2018 年 11 月 5 日実施
【アルコール検知器によるアルコール検査、第三者確認】 出発空港にて、アルコール検知器によるアルコール検査を実施する。尚、アルコール検査時の第三者確認も併せて実施する。	【成田】2018 年 11 月 28 日実施 【成田以外】2018 年度内を目途に準備が整い次第
【アルコール検知器の全運航乗務員への貸与】 運航乗務員が自宅または宿泊施設を出発する前に自ら酒気帯び確認できる様、アルコール検知器を全運航乗務員へ貸与する。	2018 年 12 月中を目途に準備が整い次第

1

3. 地上運航従事者（運航管理者、運航補助者）<運航部門>

措置内容	時期
【始業時の酒気帯び確認の実施】 日常的な健康管理の一環として、始業時の酒気帯び確認を実施する。	【成田】2018 年 12 月上旬
【アルコール検知器の配備】 酒気帯びが疑われる場合の確認に使用するアルコール検知器を配備する。	【成田】2018 年度内を目途に準備が整い次第

4. 整備従事者 <整備部門>

措置内容	時期
【始業時の酒気帯び確認の実施】 各基地にて、日常的な健康管理の一環として、始業時の酒気帯び確認を実施する。	2018 年 12 月上旬
【アルコール検知器の配備】 酒気帯びが疑われる場合の確認に使用するアルコール検知器を配備する。	2018 年度内を目途に準備が整い次第

5. 上記 1～4 以外の運航に関わる作業（空港構内で車両運転に従事するグループ社員）<運送部門>

措置内容	時期
【始業時の酒気帯び確認の実施】 各基地にて、日常的な健康管理の一環として、始業時の酒気帯び確認を実施する。	2018 年 12 月上旬
【アルコール検知器の配備】 酒気帯びが疑われる場合の確認に使用するアルコール検知器を配備する。	2018 年度内を目途に準備が整い次第

以上

飲酒に関する航空法等の遵守の徹底 及び講じた措置について

2018年12月3日
株式会社AIRDO

AIRDO Co.,Ltd.

1. 飲酒に関する航空法等の遵守の徹底

	飲酒に関する航空法等の遵守徹底の対応	対応日
運航乗務員	(1) 乗員部長より「飲酒に関わる規定の遵守について」を全運航乗務員に発信し注意喚起を実施	2018年11月1日
	(2) 安全統括者メッセージ「飲酒に係る社内コンプライアンスの徹底について」を全運航乗務員に周知し注意喚起を実施	2018年11月5日
	(3) 乗員部の職制を対象とする会議において、乗員部長より直接注意喚起を実施	2018年11月16日
	(4) 安全統括者メッセージ「アルコール問題について」を全運航乗務員に対し発信、現状周知及び更なる注意喚起を実施	2018年11月21日
客室乗務員	(1) 客室部長より「飲酒に係るコンプライアンス（法令遵守）の徹底」を発信	2018年11月6日
	(2) 客室乗務員の会議体にて、安全統括管理者と客室部長通知の確認、規程の再確認を行い規程遵守について周知徹底	11月中に全12回実施
運航管理者等	(1) 国官参事第800号「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」を受け、オペレーションマネジメント部から部員全員に対し飲酒に関する注意喚起を実施	2018年11月2日
	(2) オペレーションマネジメント部アシスタントリーダーから部員全員に対し、運航乗務員の健康状態に関する確認や地上運航従事者としての自己管理に関する注意喚起をメールにより実施	2018年11月15日
整備従事者	(1) 技術本部長より全事業所が参加のWEB朝礼において、安全統括者メッセージ「飲酒に係る社内コンプライアンスの徹底について」についての説明並びに注意喚起を実施	2018年11月6日
	(2) 各事業所の管理者より、安全統括者メッセージを部員全員に直接口頭で周知。同時に国土交通省発信の文書と整備規程の抜粋も併せて周知。（海外出張中の2名は電話にて周知）	2018年11月9日
全社員	(1) 安全統括管理者より安全統括管理者メッセージ「飲酒に係る社内コンプライアンスの徹底について」を発信	2018年11月5日
	(2) 飲酒についての正しい知識を付与すべく、公益社団法人アルコール健康医学協会発行「お酒と健康ライフ」及び「女性と飲酒」を全社員に配布	2018年11月28日

AIRDO Co.,Ltd.

2.航空従事者等の飲酒対策に係る措置

北海道の翼

AIR DO

	航空従事者等の飲酒対策に係る処置	処置開始日
運航乗務員	(1) 現行は地上運航従事者が飲酒の影響について疑わしいと判断した場合のみ、所定のアルコール検査器を使用することとなっているが、今後、必ず出頭時に第三者立ち合いの下で、ストロー式の検査器を用いアルコールチェックを実施することとする。尚、アルコール基準値については、国の「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」で決定された基準値に従う。	基準が確定次第速やかに実施
	(2) アルコールに関する自己管理を組織的にサポートするため、全運航乗務員に呼気検査機を貸与する。	準備出来次第速やかに
客室乗務員	(1) 乗務出頭時に、日常的な健康管理の一環として組織的に酒気確認を行う。	2018年12月1日より
	(2) 呼気検査器を配備し、随時検査が可能な体制とする。	準備出来次第速やかに
運航管理者等	(1) 運航管理者としての業務始業時に、日常的な健康管理の一環として組織的に酒気確認を行う。	2018年12月1日より
	(2) 呼気検査器を配備し、随時検査が可能な体制とする。	準備出来次第速やかに
整備従事者	(1) 整備業務始業時に、日常的な健康管理の一環として組織的に酒気確認を行う。	2019年1月1日予定
	(2) 全事業所に呼気検査器を配備し、随時検査が可能な体制とする。	準備出来次第速やかに
全社員	(1) 毎年全社員（常勤役員を含む）を対象とするSMS定期教育の内容に本年度は飲酒に関する教育を含め実施する。	2019年1月末終了予定

ソラシードエア 航空従事者に対する飲酒対策の実施

1. 航空法等の遵守の徹底(周知)

取締役社長、並びに安全統括管理者から全社員に向けて、周知文書を発行した。これを受けて当該組織長らによる注意喚起文書を発行し、航空機の安全に携わる者への周知徹底を図った。

(航空局文書)

(会社経営者対応)

(会社組織対応)

飲酒に係る航空法等の遵守徹底文書
(国官参事第800号 平成30年11月1日付)

安全統括管理者メッセージを発行(平成30年11月2日)

組織長による注意喚起文書発行

- 社内の飲酒に係るルールの再点検
- 法令・社内規程に定める飲酒に係るルールの遵守を徹底
- 一般社員も、飲酒等による業務への影響や日常生活でのトラブルを未然に防ぐよう徹底

- 運航乗員部長文書発行(11/2)
- オペレーションマネジメント部長文書発行(11/28)
- 客室部長文書発行(11/9)
- 整備部長文書発行(11/15)

運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について
(国官参事第921号 平成30年11月29日付)

社長メッセージを発行(平成30年11月30日)

運航本部長通達の発行(平成30年11月30日)

- 国土交通省航空局長文書「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」を受けて全社への対策を指示

- 全運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化
- 全運航乗務員に対するアルコールに関する教育の徹底
- 飲酒に起因する不適切事案が発生した場合、航空会社及び運航乗務員が行政処分等の対象となる旨の周知徹底
- 同様事案が発生した場合には航空局への速やかな報告と再発防止策の報告

1



2. 教育と知識付与

A. 飲酒に関わる教育:

全社員を対象に実施している安全教育に、飲酒に係る項目を追加して、定期的に教育を実施する。

全社員に対する教育

運航乗務員に対する教育

全役職員を対象とする安全教育に飲酒に関する項目を盛り込んで定期的に教育する

全運航乗務員に対しアルコールに関する教育を実施する

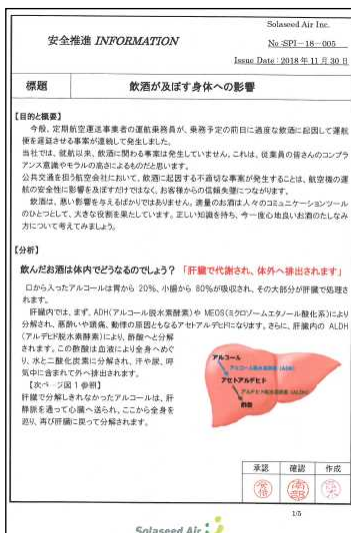
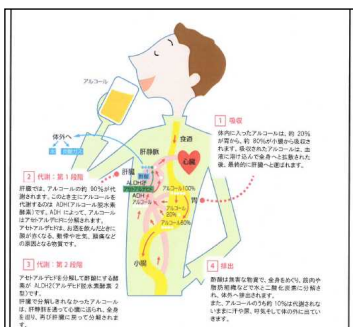
B. 知識付与:

全社向けインフォメーション「飲酒が及ぼす身体への影響」を発行し、全社員に対し、飲酒の身体への影響に関する知識付与と未然防止について周知した。

(平成30年11月30日発行)

Contents:

- 飲酒と体の仕組み
- 酔いの程度
- アルコールの代謝
- アルコールの分解に影響する要因
- 適正な飲料とは



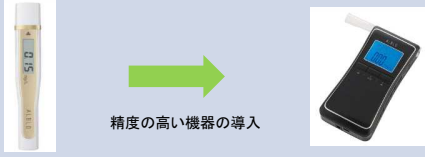
2





3. アルコール監査の改善

以下に、アルコール検査の現状と、今後の追加策をまとめた

	現行(規定と要領)	今後の追加対応
運航乗務員	Operations Manual - 乗務員は出発予定時刻の8時間以内に飲酒をしてはならない - 飲酒のため業務に支障があると認められる自覚症状が有る場合乗務してはならない アルコールチェック実施規則 - S/U時に地上運航従事者立会いのもとアルコールチェックを乗務員が相互に確認する - 相互確認が困難な時には地上運航従事者立会いのもと各自が実施して乗務前に結果を共有する - アルコール反応は呼気中アルコール濃度0.15mg/L以下 記録は地上運航従事者に提出するFlight PlanにHealth OKと記載	アルコールチェック追加措置 - 精度の高いストロータイプを全事業所に配備 業務点検 - 現状のアルコールチェック実施状況の点検(年末年始輸送安全総点検に合わせて実施)  吹きかけ式 (バータイプ) 精度の高い機器の導入 吹き込み式 (ストロータイプ)
客室乗務員	Operations Manual - 乗務員は出発予定時刻の8時間以内に飲酒をしてはならない - 飲酒のため業務に支障があると認められる自覚症状が有る場合乗務してはならない Cabin Attendant Manual - ブリーフィング時に飲酒を含めた健康状況を確認する	追加措置 全事業所に呼気検査器を配備し、随時検査が可能な態勢を構築する
運航管理者	Operations Manual 地上運航従事者は酒気を帯びて業務を行ってはならない ※飲酒状況の確認は行っていない	追加措置 - 始業時に日常的な健康管理の一環として酒気確認を行う - 全事業所に呼気検査器を配備し、随時検査が可能な態勢を構築する
整備従事者	整備規程 酒精飲料等により正常に業務出来ない恐れがある間は業務してはならない ※飲酒状況の確認は行っていない	

運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化について

株式会社スターフライヤー

1. 全運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化

(1) 乗務前アルコール検査の結果確認の強化

現在弊社では、運航乗務員の乗務前のアルコール検査を第三者(地上運航従事者等)の立会いにより実施しているが、手順に基づく正確な検査の実施、及び受検者の意識の向上を目的に、検査結果の記入をチェックマークから署名に変更することで管理強化を図る。また、「アルコール感知器の使用法(改訂版)」を掲示するとともに、ポスター等による啓蒙活動等、組織を挙げて取組みを行う。

※2018年12月10日から開始予定

(2) アルコール検査の管理全般に対する内部監査(特別)の実施

乗務前アルコール検査の社内規定を管理する「運航乗員部乗員管理課」及び「各出頭基地のアルコール検査の実態確認(注)」を内部監査(特別)として実施する。

注) KKJ、HND、FUK、NGO、KIX、及び運航乗員部乗員業務課

※2018年12月6日～7日に実施予定

(3) デジタル式アルコール検知器の導入

運航乗務員に適用するアルコール上限値の法制化、並びにアルコール検査の義務化に合わせてデジタル式のアルコール検知器を導入する。

安全推進部を事務局として検査機器の選定及び社内規定制定の検討を開始した。

※2018年12月3日検討開始

2. 全運航乗務員に対するアルコールに関する教育の徹底

「アルコールの基礎知識」を題材として安全教育(eラーニング)を開始した。

※2018年12月1日から開始し、2019年1月中に全運航乗務員が完了の予定

また、社内に「飲酒問題インストラクター」(NPO法人ASKの認定資格)を育成し、アルコール問題全般について継続した啓蒙活動や対応(対面による相談や指導)を実施する。

※2019年5月を目途に運用開始予定

3. 運航乗務員への周知徹底（再周知）

飲酒に起因する不適切事案が発生した場合の会社及び運航乗務員個人に対する影響について、運航本部長からのメッセージを 2018 年 11 月 30 日付けで発信した。

また、一連の飲酒問題に関する「法制化や社内措置の方向性」、並びに「航空業界全体の対応」等を題材に、運航乗務員のグループミーティングにてディスカッションを行う。

※2018 年 12 月のグループミーティングから開始

4. 飲酒に起因する不適切事案発生時の対応（航空局への報告を含む）

「飲酒に起因する不適切事案」が発生した場合の航空局への報告、事実確認・調査、並びに再発防止策の実施要領を安全管理業務実施細則(安全管理規程附則)に設定する。

※2018年12月中

「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」を踏まえた バニラの対応状況について

2018.12.03

安全推進部

Strictly Confidential

© 2017 Vanilla Air Inc.

はじめに・検討経緯と主な対応



1. はじめに

昨今の取り巻く環境の変化を鑑み、2018年11月より、様々な対応を進めてきました。

以下、その対応状況について、報告します。

2. 検討経緯と主な対応 *詳細はP2.P3参照

「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」（国官参事第800号,平成30年11月1日）

- ・ 全社員：安全統括管理者による注意喚起（11/8）、安全推進部による注意喚起（11/20）、アルコールに関する教育（12月中の開始予定）
- ・ 運航部：運航部長による注意喚起（11/1）、アルコール実施要領の作成（11/13）
- ・ 整備部：整備部長による注意喚起
- ・ 空港部：グループミーティングでの注意喚起
- ・ OC部：規定の遵守および飲酒する際の留意点について運航管理者へ周知

「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」（国官参事第921号,平成30年11月29日）

- ・ 全社員：社長による注意喚起（12月上旬を予定）

1. 航空法等の遵守徹底

1-1. 全社員	- 安全統括管理者メッセージ「飲酒に関する法令遵守について」を発行（11/8） - 安全推進部より、全社員に対して、アルコール知識の付与を含め、適切な酒量管理をするよう、注意喚起を実施（11/20） - アルコールに関する教育の実施。（12月上旬の開始予定） - アルコール1単位の具体例が書かれたアルコールカード（アルコール薬物問題全国市民協会（ASK）発行）を全社員に配布し、飲酒に関するルールの啓蒙を行う。（12月上旬を予定）
1-2. 運航乗務員	- 運航部長より、他社事例を元に注意喚起のメールを配信（11/1） - アルコールチェック実施要領を策定（11/13） 11月の運航乗務員班会において、事例紹介と注意喚起を実施
1-3. 客室乗務員	- 運航部長より、他社事例を元に注意喚起のメールを配信（11/1） - ミーティングで飲酒の事例を含め、コンプライアンス（＝法令遵守）の重要性の意識付けの実施
1-4. 整備従事者	整備部長より、メール配信および朝礼にて、グループ内外の事象の周知、注意喚起を実施。（11/2）
1-5. 運航管理者	今回の他社事案を受け、運航規程第10章の遵守について及び、飲酒する際の留意点（自身の適量について確認すること・業務前日の飲酒量に注意すること・十分な睡眠時間を確保すること）について、周知を実施（11/2）
1-6. 空港旅客担当者	安全統括管理者からの社員注意喚起文を踏まえ、グループミーティングで周知を実施

Strictly Confidential

2016/12/5

© 2017 Vanilla Air Inc.

2

2. 航空従事者等の飲酒対策にかかわる措置

2-1. 運航乗務員	- 乗務12時間前以降の飲酒制限に加え、アルコール摂取可能目安を定め、指示・徹底する。 摂取可能目安は、12時間前2単位とする。 - 検査器については、ストロータイプの記録式呼気検査器を導入する。（可及的速やかに） - 主基地（成田国際空港）については、現在実施している乗務管理当直の立ち合いによる検査ならびに結果の確認の徹底、主基地（成田国際空港）以外においては、就航地配置の検査器による相互確認の徹底と検査結果を電話にて乗務管理当直等に連絡をする。 - ストロータイプの記録式呼気検査器導入後、本社以外に出頭し、呼気検査器を使用する際は、検査データ・顔写真の伝送による検査確認を検討する。 - アルコールの基礎知識について教育を実施（別途、意識向上の為の対面指導を検討）
2-2. 運航乗務員以外の航空機の運航の安全に携わる者（客室乗務員、整備従事者、運航管理者）	- 全ての従事者に対して、始業時の健康確認を徹底する。 - 航空従事者が配属される全空港所に呼気検査器を配備し、疑義がある場合は、呼気検査を実施できる体制を検討する。
2-3. 上記以外の運航に関わる作業員	航乗務員、客室乗務員、整備従事者、運航管理者以外で運航に携わる作業員はいない

Strictly Confidential

2018/12/5

© 2017 Vanilla Air Inc.

3



飲酒に関する航空法等の遵守 のための対策

2018年12月3日



社内周知



(1)「飲酒に係る航空法等の遵守についての徹底」に関する社内周知を以下の通り実施

- 代表取締役社長より全社員に対して、就業規則や各本部で定めている関連ルールを再確認したうえで引き続きそれらを遵守すること、また飲酒に関する航空法等の遵守についての教育を行う予定であることを「社長からのメッセージ」を発行し周知した。(11月2日)
- 生産本部の各本部長より配下の社員に対して、より自部門に関連したルールについて引き続きそれらを遵守することを周知文を発行し周知した。(整備本部 11月2日、客室サービス本部 11月2日、運航本部 11月3日、オペレーション本部 11月6日、空港本部 11月20日)

(2)「飲酒に関する航空法等の遵守について」の教育を以下の通り実施

- 全社員に対しアルコールに関する規程の再確認及び、アルコールについての正しい知識の伝達を目的として、LMS (Learning Management System、学習管理システム) による自学形式の教育を実施。

11月15日開始。平成31年1月31日までに完了予定。

アルコール検査機による検査の導入

従来より、酒気を帯びていないことを含む体調チェックは、運航乗務員相互の対面確認で行われている。

＊ 運航規程4-2運航乗務員の職務

4-2-1PIC(Pilot in Command)

(1) 飛行前

1) 運航乗務員の健康状態についての情報交換、および確認後、運航管理者に報告する。

昨今の飲酒に関わる他航空会社の事例発生に鑑み、また航空局より飲酒に関する遵守の徹底について指示が発せられたことを踏まえ、従来の対面確認に追加する形でアルコール検査機導入を決定した。

これにより、航空機の安全をより一層確実なものとし、関係者からの信頼を維持していくことにつながる。

導入スケジュール



- 第一段階：運航乗務員への検査の導入

1. 12月中旬 検査機等の納品

NRT,KIX,NGOに 据え置き型を設置。

上記以外の運航乗務員の勤務開始が発生する空港に携帯型を設置。

2. 1週間程度の慣熟期間

3. 12月下旬 本格運用開始

- 第二段階：客室乗務員、整備従事者、運航管理者及び空港構内で車両運転に従事する自社社員への検査の導入

時期は1月中を目途に準備が整い次第実施。

飲酒に係わる対応について



春秋航空日本株式会社

2018.12.05

1

現行の運用・規程等

乗務前の運航乗務員に対するアルコール検査の現状

● 規程

航空機出発予定時刻8時間以内の飲酒、および乗務中の飲酒、ならびに乗務に影響を及ぼす一切の飲酒を禁止する

● アルコール検査

- ・ 方法：就航当初より呼気中濃度を検知する機器を用いて、乗員相互間で息を吹きかけ、検知器の数値(**0.00**mg/L)を確認し、確認シートにチェックする
- ・ 検知器：タニタ製アルコールセンサーHS-213S
《息を吹きかけ、呼気中濃度を測定するタイプ》
- ・ 実施場所：「成田空港」および
O/N Stayのある「佐賀空港」および「重慶空港」
- ・ 日常管理：機器にそれぞれ管理番号を貼付・使用開始時期の明示・電池切れ又は期間切れの場合の交換手順を明示し管理台帳にて管理



● 実績

就航以来、飲酒に起因した乗員交代および運航便の遅延はない

2

会社全体への注意喚起・規程ルール遵守の徹底

● 注意喚起(報道の翌日に発信)

- **安全推進情報 No.2018-016 (2018.11.1発行)**
ANAウイングス事例の紹介および規程遵守の注意喚起

- **安全推進情報 No.2018-017 (2018.11.2発行)**

日本航空事例の紹介および規程遵守の注意喚起

抜粋

規程を遵守することは当たり前の事ですが、個人の軽率な行動により社会的信用を失い、会社の存続など大きな影響を及ぼす事も考えられます。

安全理念にもありますが、お客様に安全・安心な航空会社と認識して頂くためにも、社員一人ひとりが規程を遵守し、安全の維持・向上に努めていきましょう。

● 規程ルール遵守の徹底

- **SJO Safety SS18-003 (2018.11.7発行)**

安全統括管理者からのメッセージ

他社事例の紹介および飲酒に関する社内ルールの遵守の徹底

- **SJO Safety SS18-004 (2018.11.30発行)**

社長からのメッセージ「飲酒にかかわるルールの徹底について」

他社における飲酒事例とともに飲酒に係わるルール厳守の再徹底

抜粋

航空業界全体が飲酒に関する意識向上や飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を社会から強く求められているなか、これ以上の航空安全に対する社会の信頼を失墜させることは決して許されません。

現在、会社は必要な措置を緊急に講じているところではありますが、運航 乗務員のみならず、Spring Japanに働く社員のひとり一人が社会的な責任に対する認識を強く持ち、飲酒に関するルールを厳守し、自己管理を徹底するようお願いいたします。



3

各対応

運航乗務員への対応

● 注意喚起・周知文の発行 (2018.11.2発行)

運航部長通達No.18-21

「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底」

● アルコール検知器の配備・点検の実施

検知器の点検および「アルコールチェッカー管理フローチャート」の配備、運航部による検知器の一元管理の実施

● 現行アルコール検知器使用手順の徹底

(2018.11.29発信)

改めて、全運航乗務員あて「アルコールチェック実施要領」および「アルコールチェッカー使用方法」について配信し使用方法を徹底

客室乗務員への対応

● 注意喚起 (2018.11.2発行)

客室部NOTICE No.18-020

「健康管理について」客室乗務員に対する情報共有、健康管理に関する注意喚起

● 出発前のShow Up Check Listによる体調確認の徹底

サポートデスクでの対面による口頭確認の実施

運航管理者への対応

● 注意喚起 (2018.11.7発行)

運航統制部長通達

「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」

● 出社時体調確認の新規設定

運航管理業務日誌に「出社時体調確認」欄を追加
運航管理業務実施要領Supplement1-4「勤務管理手順」の改定

整備士・その他地上作業員への対応

● 整備士

整備業務の管理の委託により対応なし

● 地上作業員への対応

出社時の健康チェック以外、アルコールに関する特段のチェックは実施していない

今後の対応：有識者懇談会の答申や当局の指導、業界としての趨勢等も踏まえて適切な対応を行う

- 飲酒に関する教育の徹底: アルコール分解能力に関する知識向上・実践・飲酒に関する意識向上のための対面指導等
- 現在配備されていない空港への追加配備: 千歳・広島・八戸・天津・武漢
- 最新アルコール検知器の新規購入: 吹き込み式も考慮

4

飲酒に係わる事例を起こさないよう 必要な対応・社内ルールの徹底 を図ってまいります



飲酒に関わる現状と対策について

The Air Asia logo, featuring the words "Air Asia" in a white, cursive script font, centered within a large red circle. This circle is set against a background of numerous smaller, concentric black and white circles of varying sizes, creating a dense, textured pattern.

エアアジア・ジャパン株式会社

1



1. 飲酒に関わる基本規則



- (1) 出発予定時刻 8 時間以内、および乗務中の飲酒ならびに乗務に影響を及ぼす一切の飲酒を禁止する。
- (2) 乗務のために出頭した際、アルコールチェッカーを使用し、酒精飲料の影響がないことを確認する。
- (3) 検査結果に疑義が生じた場合、運航管理者が対面確認する。

以上の飲酒に関わる規則を運用し、2017年10月末の運航開始より現在まで飲酒事案は発生していない。

2

2. 飲酒に関わる防止体制の確認

飲酒に関わる現行規則の遵守状況を点検した。

(1) 運航乗務員出頭時のアルコール検査の実施状況

安全統括管理者および安全推進・危機管理室長が運航乗務員出頭時に立ち合い、アルコール検査の実施状況を確認した。

➡ 全件 アルコール検査器により適正に飲酒検査が実施され、不適切事案はなし。

(2) アルコール検査器の管理状況の点検

◆ 保有する全てのアルコール検査器の管理状況を点検した。

(アルコール検査器は呼気0.02mg/ℓ ~ 0.05mg/ℓ のアルコール成分にて点灯)

➡ 保有する全てのアルコール検査器はメーカーの定める定期点検を適正に受けており検査器の運用状況および保管状況も適切であった。



3. 飲酒に関わる強化対策

(1) 飲酒に関わる規則遵守の徹底

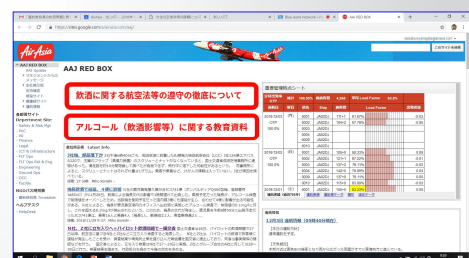
◆ 安全統括管理者通達を発行し、運航乗務員ならびにその他航空従事者に対し、飲酒に関わる規則遵守の徹底を図った。

◆ 社内ポータルサイトに全社員に対し重ねて注意喚起を図った。

(2) 運航乗務員に対する教育の実施

◆ 運航乗務員に対し飲酒に関わる規則の遵守と飲酒・アルコールの影響等に関わる教育を実施した。(12月末まで継続中)

◆ 社内ポータルサイトに全社員向けに飲酒に関わる教育資料を掲載している。



(3) 安全推進委員会における飲酒事案の発生防止の協議

◆ 2018年11月度 安全推進委員会において飲酒事案の発生防止の協議した。



4. 飲酒に関わる今後の対応

これまで飲酒に関わる事案の発生はないが、更なる防止を図るため有識者会議の結果が出るまでの暫定策として以下の強化策を検討中である。

(1) 飲酒に関わる基本規則の強化

- ◆ 現行規則において出発予定時刻 **8 時間** 以内の飲酒を禁止しているが、時間制限を **12 時間** 以内へと強化する。

(2) アルコール検査時に常時、第三者を立ち合わせる

- ◆ 現行のアルコール検査は原則、運航乗務員の相互確認としており、疑義のある場合は運航管理者が対面確認をしているが、常時、運航管理者等の第三者を立ち合わせるよう検査体制を強化する。

(3) アルコール検査基準値の制定と数値表示検査器の導入

- ◆ 現行のアルコール検査において基準値は制定していないので数値基準値を制定する。（呼気 0.10mg/ℓ ～0.15mg/ℓ 程度を想定）
- ◆ 現用アルコール検査器は点灯式で呼気濃度が測定できないため、数値表示のあるアルコール検査器を導入する。

運航乗務員飲酒対策



対策項目	対策概要(今後の方向性を含む)
周知徹底	➤ 安全推進室長通達18-006「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」(11月2日付け、対象:全社員)～11月1日付航空局文書に基づき、事例紹介、関連規定の再周知および遵守徹底の指示を行った ➤ 運航部門通達OZ18-013「飲酒に関する自己管理の徹底について」(11月30日付け、対象:運航乗務員)～11月29日付航空局文書に基づき、行政処分対象となること、報告義務があること等の情報を周知するとともに管理強化を指示を行った
禁酒期間	➤ 現行要件(乗務の12時間前)からの更なる時間延長の可否について検討する
飲酒検査	➤ 現在は、呼気吹きかけ式アルコール検知器を使用し、緑色LEDの点灯(呼気アルコール濃度0.01mg/l)で合格としている ➤ 今後、検査の基準、検知器の仕様および実施要領の見直し、ならびに対象者の運航乗務員以外の者への拡大について検討する
教育	➤ 入社時教育の一環で関連法令・社内規定の教育を実施しているが、一部未実施の部門(整備部門)があったため、今後は実施することとした ➤ 就業規則に「酒精飲料等の影響により正常な業務ができない恐れがあると認められる場合には、業務に就かない」旨規定しているが入社時の就業規則の教育では言及されていなかったため、今後は実施することとした ➤ 引き続き、アルコールの危険性や依存症への対策まで含めた抜本的なアルコール教育の実施について検討する

Fuji Dream Airlines

運航乗務員に対する飲酒に関する指示への当社対応について

注意喚起および徹底

- ・運航部長通達による運航乗務員に対する飲酒および健康管理に関する規程遵守の周知徹底
- ・運航乗務員に対して飲酒に関する規定の再周知を管理職対面により実施
- ・社長名による運航乗務員および全社員に対する飲酒に関する注意喚起および東京航空局長指示の確実な実施を指示
- ・運航部長通達による運航乗務員に対する飲酒管理の徹底および不適切事案発生時の行政処分対象の周知徹底

乗務前の飲酒を含む健康状態確認の確実な実施についての組織確認

- ・乗務前の飲酒を含む健康状態の確認が乗務員間で確実に行われていることを管理職立会いにより確認。
- ・乗務前の飛行実施計画承認時に行われる飲酒による影響を含む健康状態の確認記録の組織確認実施。

乗務前の飲酒に関わる記録と管理

記録用紙を運航乗務員に配布し、自身の始発便前までに各項目（日付、便名、ETD、飲酒終了時刻、乗務への影響有無確認）を記入し会社に提出、会社による点検。

アルコールに関する教育の実施

- ・アルコールに関するハンドブックを運航乗務員へ配布
- ・社長文書、運航部長通達、アルコールに関するハンドブックにより対面教育実施

アルコール検知器の配布と慣熟

今後のアルコールに関する基準制定に先立ち、全運航乗務員へアルコール検知器を配布し、呼気濃度の測定方法の慣熟を行うと共に、摂取した飲酒量と経過した時間による分解速度の目安と自身による感覚との相違を学ぶ。

運航乗務員の飲酒問題に関する 対策会議資料

新中央航空㈱
安全・保安推進室

I. 飲酒に関する規程等について(運航乗務員)

【運航乗務員】

◆運航規程 第4 章 航空機乗組員

4-1 一般

2. 航空機乗組員は、自ら乗務に適した健康状態を維持するとともに、運航に影響を及ぼすような心身の異常を自覚した場合、乗務してはならない。また、航空機乗組員は、乗務前、相互に他の航空機乗組員の健康状態を確認し、職務の遂行に心身ともに支障のないことを確認する。

◆運航業務実施規定 第2 編 第4 章 運航乗務員

4-13 健康管理 4-13-4 その他、留意事項

1. 飲酒

- (1) 路線運航の運航乗務員は乗務予定時刻前12 時間以内の飲酒、飛行中の飲酒及び乗務に影響を及ぼす飲酒をしないこと。
- (2) 飲酒のため乗務に支障を及ぼすと認める自覚症状がある場合は、運航部長又は所属長に報告し乗務を中止する。

Ⅱ.「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」 (平成30年11月1日指示)の措置状況

1. 飲酒に関する航空法等の遵守の徹底状況

業務連絡「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」(安推30第029号:平成30年11月2日)及び(運航部30第33号:平成30年11月3日)を発行し、運航乗務員、地上運航従事者(運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者)及び整備従事者に対し、直属長から徹底を図るよう指示しました。又、地上運航従事者にはアルコール検知器の使用についてSOPに基づく使用方法について徹底するよう指示しました。(平成30年11月2日~11月19日の間に直属長等から周知済)

2. アルコール検知器による検査の実施について(運航乗務員)

これまで必要と認めた場合に実施していたアルコール検査について、平成30年11月21日より、毎日のShow Up時に実施することとしました。また、基準値を0.15mgから0.1mgに変更しました。(ランプ表示型を除く)

3. 地上運航従事者、整備従事者及びそれ以外の空港(飛行場)場内で車両運転に従事する者に対する対策

新たな対策として、始業時に相互に酒気確認を行い、必要な場合はそれぞれの基地に配備しているアルコール検知器で検査を行い、その結果をシフトの長に報告し対応することとしました。(平成30年12月1日運用開始)

Ⅲ. 「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」(平成30年11月29日指示)の措置状況

業務連絡（安推30第034号）を発出し、下記事項について対応中です。

- ・ 全運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化
- ・ 全運航乗務員に対するアルコールに関する教育の徹底（アルコール分解能力に関する知識向上・実践、飲酒に関する意識向上のための対面指導等）
- ・ 飲酒に起因する不適切事案が発生した場合、航空会社及び運航乗務員が行政処分等の対象となる旨の周知徹底
- ・ 同様事案が発生した場合には航空局への速やかな報告及び詳細な調査に基づく再発防止策の報告

Ⅳ. 今後の対応予定

- （１）新アルコール検知器の検討
- （２）アルコールに関する知識付与を目的とした教育の実施

平成30年度年末年始の輸送等に関する安全総点検時に、毎年度実施している安全教育の課目として選定し、実施する予定です。(全社員対象)

新中央航空におけるアルコール検査機器(調布)



- ◆ 製品名
ソシアック エックス
SC-202
- ◆ 製造メーカー
中央自動車工業(株)
- ◆ 特徴
呼気に含まれるエタノールの濃度を測定し、デジタル数値で表示する。
表示範囲：0.00～1.00mg/l

運航乗務員に対する乗務前の 飲酒に関する管理の強化



平成30年12月5日
東邦航空株式会社

1. 全運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理強化

1) 運航前飲酒検査の実施

① 飲酒検査開始時期

平成30年12月1日(土)

② 対象者

乗員、運航管理担当者、整備従事者

③ 検査機器

中央自動車工業株式会社 製 SOCIACα SC-402

(小数点以下第2位まで測定可能)

④検査実施要領

毎朝、運航開始前の全体ブリーフィング時に対象者全員同席の上、検査を行い相互確認する。

また当該検査には第3者(検査対象者以外の者)を立ち合わせ、厳正に行う。検査結果は、運航業務日誌に記録保存する。

⑤合格基準値

呼気1リットル中0.1mg以上の測定値が検出された場合は、乗務、運航管理業務、整備作業及び地上車両運転の禁止。ただし、最初の検査実施から1時間後に再検査を行い、測定値が0.1mg未満に低下した場合はこの限りではない。

2) 飲酒に関する注意喚起

- ① 運航終了後の状況報告時に、運航乗務員及び運航管理担当者相互で夜間の飲酒についての注意喚起(声かけ)を行う。

2. 全運航乗務員に対するアルコールに関する教育等の徹底

①内容

アルコール分解能力に関する知識向上・実践、飲酒に関する意識向上のための対面指導、飲酒に対する意識及び個別の実態調査

②対象者

乗員、運航管理担当者、整備従事者

③教育指導者

運航部長、整備部長又は各部門長が指名する者

④教育等完了期限

平成30年12月31日

以 上

オリエンタルエアブリッジ(株) 航空従事者に対する飲酒対策の実施について

航空法等の遵守の徹底

1. 飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について(阪空安第15号平成30年11月1日付)
2. 会社の対応安全統括管理者による対応(平成30年11月6日付け)
安全統括管理者から全社員に向けて、周知文書を発行し、当該組織長らによる注意喚起文書を発行し、航空機の安全に携わる者への周知徹底を図った。
 - ・運航乗務員に対してアルコールチェック実施要領の再徹底
 - ・地上運航従事者出発前Briefingの運航乗務員の心身状態の確認
 - ・健康管理(飲酒)に係る規定の再徹底(各部規定類)
 - ・運航乗務員以外の飲酒の確認要領について
3. 組織長による注意喚起文発行
運航乗務員への対応(平成30年11月8日付け)、客室乗務員への対応(平成30年11月8日付け)、
運航管理者への対応(平成30年11月11日付け)、整備従事者への対応(平成30年11月13日付け)
平成30年11月26日 安全推進事務局長により上記、全運航従事者の閲覧済みを実施確認。
4. 運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について(阪空安第17号平成30年11月29日付)
5. 社長メッセージを発行(平成30年11月30日)
 - ・国土交通省大阪航空局長文書「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」を受けて全社へ飲酒に対して「自己管理」の徹底を図り、同様な事象をくぐりも起こさない様に指示
 - ・アルコール啓発教育に飲酒に起因する不適切事象が発生した場合、航空会社及び運航乗務員が行政処分等の対象となる旨の周知徹底

1

アルコール知識教育

アルコール教育の実施(教育実施期間:平成30年12月1日～31日)

運航乗務員、客室乗務員、運航管理者(地上運航従事者)、整備従事者、空港内で車両を運転する者を対象にDVD視聴によるアルコール啓発教育の実施、経営トップを含めた全社員を対象。

アルコールの基礎知識
「体重70kgの人であれば、缶ビール1本(350ml)で基準に達する」
血中濃度 0.03%⇔呼気中アルコール濃度0.15mg/L

飲酒の量	血中濃度	呼気中濃度	検出率
0.25mg以上	25点	検出率100%	2点
0.15mg以上0.25mg未満	13点	検出率50%	90日

アルコールの基礎知識
アルコールと睡眠について
睡眠中にアルコールを摂取すると、早朝に目覚め時に血中アルコール濃度が約20%程度低下するが、元々が睡眠中に低下している。
●1単位 ⇨ 飲酒するならば「一日一単位まで」がもっとも良い選択
(健康日本21) 1単位は、1日平均アルコール20g(150ml)に相当する。ただし、女性や妊婦に該当する場合は、1日平均アルコール10g(75ml)に相当する。
●2単位 ⇨ 生活習慣病のリスクあり
(生活習慣病のリスクを減らすには) 1日平均アルコール20g(150ml)以上、女性は1日平均アルコール10g(75ml)以上を摂取。
●3単位 ⇨ 健康・社会生活・家庭・人間関係などに危険がある
(生活習慣病) 1日平均アルコール40g(300ml)に相当する。
「健康日本21(第二) 厚生労働省」

今後の対応

現 行	対 応(今後の対応)
運航乗務員 OPERATIONS MANUAL (1)乗務員は、飛行機出発予定時刻8時間以内の飲酒および乗務に影響をおよぼす一切の飲酒をしてはならない。 (2)乗務員は、飲酒のため、乗務に支障があると認められる自覚症状がある場合は、乗務してはならない。	(1)飲酒に係る乗務制限等の規定類を紹介し再徹底。 (2)アルコールチェック要領の再確認。 (3)飲酒の相互確認の実施・記録の再確認 (4)国の新基準を受け、関係規定類の改訂を実施予定。 (呼気アルコール濃度基準および飲酒禁止期間等を見直し)
アルコールチェック実施要領 (1)乗務する運航乗務員は出社時に運航乗務員相互間で飲酒の影響がないことを確認する。 (2)飲酒の影響について疑わしいと判断した場合には、乗務する他の運航乗務員は疑わしい当該運航乗務員に対して、この要領に基づきアルコールチェックを実施する。 アルコール反応の検出 運航乗務員は、アルコール検知器によりアルコール反応が検出された場合は反応が検出されなくなるまで乗務を行うことはできない。	(5)アルコール検知器は、バータイプ(赤ランプが点灯)を使用しているが、基準値が設定されれば新基準値に対応した呼気アルコール濃度検知器を購入。(ストロータイプ等を含めて検討)。 (6)検知器導入に係るアルコールチェック手順の見直し。 (各運航乗務員は出社後、呼気アルコール濃度のチェックを含む) (7)アルコールに関する知識付与を目的とした教育を実施。 (12月1日～31日)
客室乗務員 客室乗務員業務実施細則 客室乗務員は、乗務便出発予定時刻8時間以内の飲酒、および乗務中の飲酒、ならびに乗務に影響を及ぼす一切の飲酒をしてはならない。	(1)飲酒に係る規定類の再徹底。 (2)飲酒の相互確認の実施。 (3)国の新基準を受け、関係規定類の設定。 (4)国の新基準を受け、アルコール検知器の設置。 (5)アルコールに関する知識付与を目的とした教育を実施。 (12月1日～31日)
整備従事者 整備規程 第2章 酒精飲料または麻酔剤その他の薬品の影響により正常な業務ができない恐れがある間は、業務を行ってはならない。	
運航管理者(地上運航従事者) OM 第5章 地上運航従事者 地上運航従事者は、酒気を帯びて運航業務を行ってはならない。	

2

飲酒に関する法令等の遵守の徹底について

天草エアライン株式会社
2018年12月5日

1

航空法等の規程類の再確認

- * 全社員を対象に次の4項目を周知し、航空法等の遵守の徹底を図った。(11月2日)
 1. 航空法や審査要領細則、社内規程類についての再確認。
 2. 大阪航空局安全管理官発出の指導内容。
 3. 他社で発生した飲酒に関わる不適切事案。
 4. 飲酒量と分解時間に関するガイド。

2

航空機の運航の安全に携わる者 に対する措置

- * 運航乗務員、客室乗務員、運航管理者、整備従事者に対しては次の措置をとった。
 1. 運航乗務員と客室乗務員は、天草空港においてアルコール検知器による呼気検査を行う。(11月10日より)
 2. 運航管理者は、運航乗務員と客室乗務員のアルコール検知器による呼気検査に立ち会うと共に自身の呼気検査を乗務員と行う。(11月10日より)
 3. 整備業務を委託する日本エアコミューター株式会社において、整備従事者が相互に呼気検査を実施することを確認した。(11月3日より)

3

追加で検討している措置

- * 今後、国土交通省から示される飲酒検査の基準等に準じ、次の5項目について対応を検討して行く。(11月28日時点)
 1. 運航乗務員と客室乗務員のアルコール検知器による呼気検査要領の設定。
 2. 運航管理者のアルコール検知器による呼気検査導入。
 3. JAC整備従事者のアルコール検知器による呼気検査の導入と定着の確認。
 4. 地上業務取扱担当者の酒気が疑われる際のアルコール検知器による呼気検査の導入。
 5. 全社員を対象にした飲酒量とアルコールの分解に関する教育の実施。

4

運航乗務員に対する乗務前の 飲酒管理の強化（１）

- * 大阪航空局長より11月29日に発出された標記指示を受け、次の4項目を実施することとした。（11月30日）
 1. アルコール検知器による呼気検査の基準値を0.1mm/g以下と明確化するとともに、アルコール検知器を全運航乗務員に貸与し、天草空港以外の空港からの乗務となった場合においてもアルコール検知器を使用した呼気検査ができる体制を整える。
 2. 全運航乗務員に対して、アルコール分解能力に関する教育を遅滞なく実施するとともに教育を通して個人貸与としたアルコール検知器により自身の飲酒量と分解能力の把握、及び体調等との関連性について実践確認し意識向上につなげる。

5

運航乗務員に対する乗務前の 飲酒管理の強化（２）

- * 前項続き
 3. 運航乗務員に対する教育において、飲酒に起因する不適切事案を発生させた場合は、会社のみならず当事者本人も行政処分の対象となる旨を周知する。
 4. 運航乗務員等の飲酒に起因して運航便の出発に影響を及ぼす事案を察知した場合は、直ちに社内にて情報を共有するとともに、速やかに航空局に報告し、詳細な調査に基づいた再発防止策を講じ、その内容を航空局に報告する。

以上

6